

大阪府 総務部 契約局長 殿

令和7年度
要望書

さつき会

三島水防協力会

公共工事の入札制度等に関するお願ひ

秋冷の候、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より当会の活動に格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。また、従前より公共工事に関する要望事項につきまして、丁寧かつ誠意あるご対応を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、建設業界を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。資材価格や燃料費の高止まりに加え、令和6年4月からの時間外労働の上限規制の完全適用により、現場の人員確保や工期調整に大きな影響が生じております。さらに、能登半島地震をはじめ全国各地で相次ぐ自然災害への対応を通じて、地域建設業の社会的使命と重要性が改めて浮き彫りとなりました。

一方で、公共工事の発注においては、設計労務単価の引き上げや週休二日制モデル工事の拡大など、国・自治体を挙げた働き方改革が進展しています。しかし、現場実態との乖離といった課題は、いまだ解消されていません。

こうした中で、地元建設業が地域の安全・安心を守り、持続可能な体制で災害対応や社会基盤整備を担っていくためには、適正で安定した入札・契約制度の運用が不可欠であります。

つきましては、貴庁におかれまして、

- ・原材料費・人件費の高騰を的確に反映した予定価格の設定
- ・繁忙期の偏りを是正する発注平準化の更なる推進
- ・働き方改革に対応した工期設定と現場負担軽減への配慮

等について、引き続き一層のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

私ども地元建設業者一同、今後も災害対応や地域のインフラ維持管理等に積極的に貢献している所存でございます。

そのためにも、より実情に即した入札・契約制度の改善と、安定的な公共投資の確保を切にお願い申し上げます。

現下の情勢をご賢察のうえ、格別のご理解とご高配を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和7年10月1日

さつき会

会長 大路 昌幸

三島水防協力会

会長 吉岡 隆一

《要望事項》

【1】総合評価方式（特別簡易型※別紙参照）導入のお願い

公共工事の入札における価格競争が激化し、著しい低価格による入札やくじ引きによる落札者の決定が後を絶ちません。技術力・機動力・品質管理・安全管理等、施工管理能力が劣る建設業者が施工することにより、公共工事の品質低下に拍車が掛かることを懸念されています。

このような観点から国土交通省におきましても、発注者が建設業者の技術力を適切に審査し、価格と品質が総合的に優れた業者の調達を実現するために、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に位置づけられた総合評価方式を導入するよう、都道府県や地方都市に指導されております。

大阪府におきましても下記の点をご検討いただきたい。

① 東南海沖地震が、いつ何時発生するかも知れないと懸念されております。阪神淡路大震災並びに大阪北部地震において、北摂地域も大きな被害を受けました。被災経験を教訓とし各種団体と緊密な連携をとり災害にそなえているところです。大阪府におかれましても、大規模災害が発生した場合は地元建設業団体の協力が必要と思われます。地元建設業団体の存在意義を特に考慮いただき加盟業者に対し加点していただきたい。

昨年の回答では『土木工事災害時等施工能力事前審査制度』を実施頂き土木一式工事B等級及び一部C等級における実績申告型では「地域貢献」の項目として加点対象として頂いております。ぜひC等級もより地域の細分化と共に全工事を加点対象として頂きたい。

また災害ボランティア活動への登録業者に対しても経審の評価と共に、直接の入札制度へ加点対象として頂きたい。

令和5年度より施行頂いております総合評価落札方式におかれましても、企業の技術力や社会性の他に地元建設業団体加盟など地元貢献の部分に着目度を大きくし加点をして頂きたい。

② 地域性（市町村レベルにおける所轄土木事務所管内に本店、営業所の有無）を評価した入札制度への改善をご検討いただきたい。

兵庫県では各地域性を重視しており

- ・地域固有の社会貢献活動
- ・地域精通度(本店所在地)

・県内企業の下請負人活用状況

・県内産品の使用

等も加点対象にしております。

地域性を 1/2 分割から 1/3 又 1/4 に

B ランク入札参加者数を 70～80 社ではなく 20～30 社までにして頂きたい

C ランク入札参加者数を 20～30 社ではなく 20 社程度にして頂きたい。入札の透明性や談合防止には昨今のネット入札やランダム係数を用いて十分にクリアしていると思います。

昨年の回答書では土木 B ランクや舗装 A ランクの実績申告型については土木事務所管内に営業所を有している場合、地域貢献項目として加点評価しています。とありますが、管内企業が優位になる様、実績申告書の全体の評価基準点（合計点）を更に上げて頂き、且つ災害時等施工能力資格認定者の加点評価も大きくして頂きたい。

③ 低入札

昨年度からは低入札でも調査後契約となっておりますが大阪府様の品確法に基づく不良不適格業者の排除やダンピング受注の防止また建設業の中長期的扱い手育成などの取り組みに反した形になっております。

世間でも労務単価や給与の上昇に流れている情勢で国土交通省の定める適正単価を下げるような低入札は逆行しているのではないかでしょうか。

失格基準価格、最低制限価格の基準を引き上げて頂きたい。また価格を下回る入札は調査ではなく即失格として頂きたい。基本的には設計単価が妥当な水準ではないでしょうか。

④ 大阪府中小建設業協会には府内全域約 300 社の建設業者が加盟しております。

災害時に、大阪府下全域を網羅するには大阪府中小建設業協会を活用していくことで、素早い対応が可能かと思われます。

⑤ 建設業労働災害防止協会は労働基準監督署のご指導により労働安全講習会の開催や管轄区域の労働基準監督署と合同パトロールを実施するなど、地道な地域活動を行っております。

この取り組みを評価した入札制度への加点項目の一つにして頂きたい。

昨年の回答書では落札工事竣工後の成績評定に評価されているとお答えを頂いておりますが、入札時の加点項目として頂きたい。

例えば豊中市では入札時の加点項目として過去数年の無事故に対する評価点や建災防による無事故による表彰等を評価点の項目とされております。

貴庁におかれましては、実績申告型入札制度を現在施行されておられますか、今後の危機管理対策の一環として特別簡易型入札制度を早期に導入していただきたいお願い申し上げます。

【2】単価契約発注における要望

一般土木工事における単価契約においては地元建設業者の即応性効果も鑑み、所轄土木事務所管内での発注としていただいているが、単価契約の維持修繕業務におきましても、緊急性を要し迅速な対応と周辺地域に精通した対応が求められるところから所轄土木事務所管内での発注としていただきたい。

特に、大阪府北部地域の山間部においては冬の雪寒業務もある中、他地区の遠方業者では緊急を要するにも係わらず、初動処置や対応の遅れによる事案が発生しています。このような観点から特に下記の点を考慮し、ご検討いただきたい。

① 単価契約工事の入札参加資格として、『土木工事災害時等施工能力事前審査制度』の登録業者を対象としておりますが登録時の所轄土木事務所管内に営業所を有するとありますが『本社を有する』として頂きB.C.Dランク混合で発注をしていただきたい。

また昨年の回答書では必要な参加者数の基準が平成18年に開催された全国知事会にて20～30社以上と提言されたとありますが、約20年前の提言を今なお推奨されるのはおかしくはないでしょうか。現在ではネット入札やランダム係数など新たな手法が用いられる中、業者数にこだわる必要がなく客觀性・競争性・公平性は保たれているのではないでしょうか。

又、一昨年の回答では入札参加者数の妥当性を検証されているとの事でしたが結果はいかがでしたでしょうか。

② 雪寒作業を含む単価契約に関しては所轄土木事務所による地域条件を入れた指名競争入札を検討していただきたい。

(緊急対応における要件を満たす業者に付いては、所轄土木事務所がよく理解を

されておられると考えます。)

昨年の回答書では緊急対応については各土木事務所管内に営業所を有する事と有りますが営業所ではなく本社を有する事に変更していただきたい。

③ 業者数の確保が出来ず、府下全域の業者による、競争入札を実施される案件は、総合評価方式（特別簡易型）による所轄事務所管内業者の評価、隣接事務所か所轄事務所から営業所までの距離等の評価をご検討して頂きたい。

昨年の回答書では「地域毎の発注件数のバランス」も踏まえ「競争性の確保」が重要とあります。昨今のネット入札やランダム係数を用いて十分にクリアしていると思いますが何を基準にしているのでしょうか。

【3】地元管内業者の優先発注について

土木一式Bランク業者の発注を、現行より更に細分化して所轄土木事務所管内業者の地域限定による発注をお願いします。

舗装工事におきましても所轄土木事務所管内の地元業者を対象に発注をお願いします。

地元業者の特異性を考慮いただき、特に重要案件や特殊案件等迅速な防災の対応にも地元業者の受注機会が可能となるよう制度の改善をお願いします。

【4】設計単価について

土木工事、舗装工事において、設計と現場が一致しない歩掛りが採用されている場合がありますが、下記の項目に対してご検討をお願い致します。

- ① 現場状況に合致した対応機種の採用をお願いしたい。
- ② 警察協議により、大型機種の使用が不可能となった場合は変更協議に応じて頂きたい。
- ③ 作業に際して、第三者（自動車、歩行者等）の安全確保が困難と判断した場合は安全対策費の変更協議に応じて頂きたい。

（道路幅員、歩道幅員、仮歩道の確保、交通量、通学路、地域性等）

昨年にご回答も頂いておりますがまだまだ現地にそぐわない設計がございますので改めてのご検討をお願い致します。

【5】環境対策に対して

建設業界では夏場の熱中症対策が大きな課題となり各企業が頭を悩ましております。請負業者としては、作業員に十分な休憩を取らせ体調管理のための飲料水、休憩所設備の充実等の対策を取ることにより、毎年のように必要経費の増加傾向が続いております。又、夏場の作業効率も極端に低減しております。

今後、年を重ねるごとに温暖化が進み酷暑日が増加すると思われますが、貴庁の今後の検討課題として議論を重ねて頂きたい。

真夏日率（工期期間の真夏日÷工期）等

会員企業が亜熱帯補正を申請したところ、2億の請負工事で僅か+43万円の補正に留まったとの情報を得ておりますが今では沖縄より暑い大阪での補正率が小さすぎるのではないかでしょうか。

昨年の回答では令和6年8月の建設工事積算基準改定において猛暑日を考慮した工期設定とありましたが令和7年6月から熱中症に対する雇用主責任の罰則規定などが施工されました。また近年では高校野球ですら真昼の試合を省くなど熱中症に考慮されております。現場ではアスファルトの照り返し等で実質温度は40度をゆうに超えております。天気予報でも昼間の外出禁止などが謳われる今、熱中症対策に関しては設計段階から歩掛の見直しなど根本からの見直しが必要ではないでしょうか。

【6】舗装工事の発注、入札参加について

舗装工事の発注、入札参加について地域性を踏まえ、大阪府全体でなく、南北2分割もしくは、東西南北4分割での発注としていただくことを検討して頂けないでしょうか。

又、2千5百万以上3千5百万円未満の新設舗装工事と3千5百万円以上の舗装補修工事についても、府内業者に限定して発注していただくことを検討していただけないでしょうか。

昨年の回答書では1件の入札の内訳を確認しますと、入札者数32社のうち府内業者30社、府外業者2社でしたとあるのですが府内業者数30社で十分競争性を確保できるのではないでしょうか。

府外業者では府に落ちる税金等も無く大阪府にとっても悪循環であり府内業者育成の観点からも府内業者限定の発注をして頂きたい。

現状、舗装 A・B ランク共に参加社数が 70～80 社と極めて多く、地域性も度外視した感じが見受けられ、数の原理からも受注が困難な状態です。

昨年の回答では B ランクでは 4 分割及び 2 分割案での公平性確保が行えないことが判明した。とありますが根拠を教えてください。

【7】大阪府下市町村への週休二日対象工事の実施・

必要経費の計上の指導について

大阪府におきましては、週休二日対象工事の実施・必要経費の計上を 2019 年実施されています。また、週休二日の実現に向けた適正な工期設定も実施していますが、大阪府下の市町村では殆どがまだ実施されておりません。

また建設業界の現場では天候や施主事情、現場周辺事情により土日での作業も余儀なくされます。よって週休二日（4 週 8 休）での実施を要望いたします。

早急に市町村へのご指導をお願い致します。

【8】各発注工事の平準化をお願いします。

大阪府では各工事発注の平準化に対して、ご配慮して頂いているところではございますが、昨今懸念されております労働力不足や資材高騰がより一層拍車が掛かっている状況にあり、各企業の機動力の低下に繋がるおそれがあるため、引き続き一層のご配慮をお願い申し上げます。

一昨年の回答書で、納期の平準化、工事の品質確保・成果品の不具合防止に向けた試みとして、工事発注に先立つ建設コンサルタントの成果品提出時期を年内にできる発注にも努めています。とありますが建設コンサルタントの成果品にも工事同様、瑕疵担保を付けて頂きたい。よく図面と現場が異なる場合があり、工事業者が現場測量から図面の変更までさせられる事案が出ております。

昨年の回答では建設コンサルタントによる委託成果についても瑕疵担保責任が付されているとありますが工事進行中に発覚し時間に限りのある中では工事業者が現場測量から図面の変更までするしかない状況です。